

原木をご自身で伐採等される生産者の皆様へ

平成 25 年 12 月 5 日
千葉県農林水産部森林課

きのこ栽培に用いる原木は、『きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について』の通知により「50 ベクレル/kg (乾重量) 以下であることを確認して使用すること」とされています。本格的な伐採を行う前に、必ず放射性物質検査を行い、安全性を確認しましょう。

農林総合研究センター森林研究所の調査により、1本の立木でも採取部位によって放射性セシウム濃度にバラツキがあり、「幹の下部」と「枝」とでは、枝の方が放射性セシウム濃度が高いことがわかってきました。(下図1)

そこで、きのこ栽培用に検査するときは、

原木として使用する一番細い部分で検査を行い、
50 ベクレル/kg 以下であることを確認しましょう。

同一斜面内での、木の生えている場所による放射性セシウム濃度の大きな差は見られませんでした(下図2)ので、伐採箇所内でランダムに3本の木を選び、それぞれから原木として利用する一番細い部分を採取して合わせて1検体として検査してください。

安心してきのこ栽培を行うためにも、安全性を重視した検査を行い、安全な原木を使いましょう！

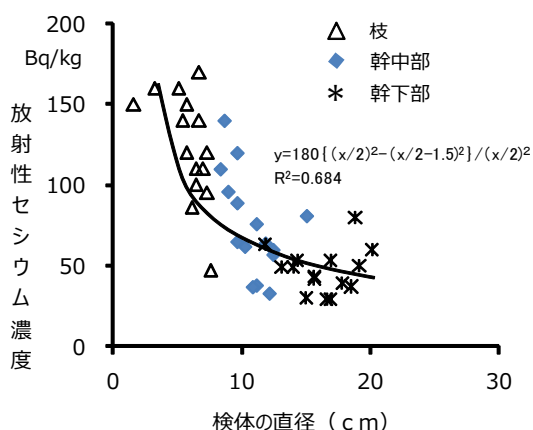


図1 原木の直径と放射性セシウム濃度の関係

注) 近似曲線は断面積当りの高濃度部位面積の関係式
 $a \{n (R/2)^2 - n (R/2 - b)^2\} / n (R/2)^2$ が、今回の測定値に
 近似する a、b を求め作図
 R : 直径、a : 定数、b : 樹皮等の高濃度部位の厚さ

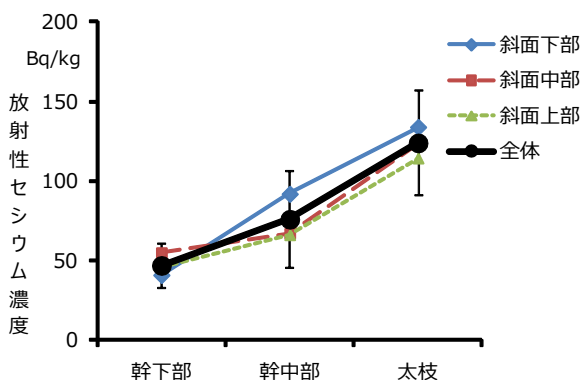


図2 斜面位置と原木採取部位別の放射性セシウム濃度平均値

注) エラーバーは採取部別別の全体の標準偏差 (n = 15)

| | | |
|-------|------------------------------------|-------------------|
| お問合せ先 | 千葉県北部林業事務所 (香取、海匝、山武、長生地域) | 電話 0475 (82) 3121 |
| | 千葉県北部林業事務所印旛支所 (市原市を除く千葉、東葛飾、印旛地域) | 電話 043 (483) 1130 |
| | 千葉県中部林業事務所 (市原市、君津地域) | 電話 0439 (55) 4970 |
| | 千葉県南部林業事務所 (夷隅、安房地域) | 電話 04 (7092) 1318 |
| | 千葉県農林水産部森林課林業振興室 | 電話 043 (223) 2966 |